

滋賀県養護老人ホームの設置および管理に関する条例および滋賀県立特別養護老人ホームの設置および管理に関する条例を廃止する条例案要綱

1 廃止の理由

県立社会福祉施設のうち、養護老人ホームの滋賀県立老人ホーム安土荘、滋賀県立老人ホーム長浜荘、滋賀県立老人ホームさつき荘および特別養護老人ホームの滋賀県立特別養護老人ホーム福良荘を、社会福祉法人滋賀県社会福祉事業団へ移管するため、滋賀県養護老人ホームの設置および管理に関する条例および滋賀県立特別養護老人ホームの設置および管理に関する条例を廃止しようとするものです。

2 概要

(1) 滋賀県養護老人ホームの設置および管理に関する条例および滋賀県立特別養護老人ホームの設置および管理に関する条例を廃止することとします。

(2) その他

ア この条例は、平成23年4月1日から施行することとします。

イ 関係条例について必要な改正を行うこととしました。

議第 号

滋賀県養護老人ホームの設置および管理に関する条例および滋賀県立特別養護老人ホームの設置および管理に関する条例を廃止する条例案

上記の議案を提出する。

平成22年 月 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県養護老人ホームの設置および管理に関する条例および滋賀県立特別養護老人ホームの設置および管理に関する条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 滋賀県養護老人ホームの設置および管理に関する条例（昭和39年滋賀県条例第35号）

(2) 滋賀県立特別養護老人ホームの設置および管理に関する条例（昭和50年滋賀県条例第11号）

付 則

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

2 滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第18号から第22号までを次のように改める。

(18)から(22)まで 削除

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

旧	新
<p>第2条第1項第17号まで省略</p> <p>(18) 削除</p> <p><u>(19) 居宅介護支援手数料</u> <u>介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準または同法第58条第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額</u></p> <p>(20)から(22)まで 削除</p> <p>以下、省略</p>	<p>第2条第1項第17号まで省略</p> <p><u>(18)から(22)まで削除</u></p> <p>以下、省略</p>